破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第４７号
秋田市新屋比内町７番１号　市営住宅９－104号
債務者　冨樫　真美
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６２号
秋田市保戸野桜町13番27号
債務者　佐々木加奈子
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１号
秋田県能代市能代町字中川原26番地665
債務者　宍戸みつる
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第６号
秋田県由利本荘市薬師堂字谷地36番地９
債務者　大庭千寿子
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　秋田地方裁判所本荘支部

平成２９年（フ）第６３号
茨城県水戸市青柳町769番地の３　小林ハイツ101号
債務者　角田　裕美（旧姓金澤）
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１６号
栃木県宇都宮市平出町2088番地４
債務者　桑久保恵こと　常　　恵英
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２５３号
埼玉県幸手市栄４番２－108号
債務者　阿部　順治
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２７６号
さいたま市岩槻区本町２丁目２番21号　陽光パークハウス102
債務者　根立　敬一
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９４号
埼玉県本庄市本庄３丁目11番14号、旧住所埼玉県本庄市児玉町児玉1584番地13
債務者　佐々木富夫
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第９５号
埼玉県本庄市本庄３丁目11番14号、旧住所埼玉県本庄市児玉町児玉1584番地13
債務者　佐々木　力
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２２号
千葉県君津市北子安６丁目６番３号
債務者　前田　美香
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第２５号
千葉県木更津市日の出町100番地40
債務者　古賀きよみ
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第６５号
金沢市湯涌田子島町ハ172番地
債務者　戸田　良弘
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８号
岐阜県瑞穂市美江寺134番地１　柿の木美江寺　102号、前住所岐阜県瑞穂市美江寺683番地10
債務者　中森理津子
1　決定年月日時　平成29年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３３４号
名古屋市東区泉１丁目13番33号　ガーデンハイツ久屋８－Ａ号
債務者　井坂健太郎
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３６８号
名古屋市緑区浦里５丁目96番地　アドバンス鳴海23号
債務者　松﨑多加志（旧姓浦）
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３９８号
名古屋市緑区有松町大字桶狭間字高根39番第16番地
債務者　堀田　　剛
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　名古屋地方裁判所民事第２部